

教職課程科目「特別活動の指導法」に関する情報提供アンケート 集計結果報告書

平成29年9月10日
日本特別活動学会 事務局

- 1 調査の目的 教育職員免許法施行規則の改正、2018年度教職課程認定基準の公表、教職課程コアカリキュラムの策定等に伴い「特別活動の指導法」が置かれる科目が「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」となり、そこには新たに「総合的な学習の指導法」に関する授業を置く必要が生じる。そのため、各大学では再課程認定申請に向けてカリキュラムの改編に取り組んでいる。そこで、これまでの「特別活動の指導法」の実施状況を把握し、今後の「特別活動の指導法」のあり方を主として再課程認定申請に当たってのカリキュラム編成の一助とするために調査を行う。
- 2 実施主体 日本特別活動学会事務局長 米津光治（文教大学） 統括
事務局 柴崎直人（岐阜大学） 分析・報告
事務局 桑原憲一（獨協大学） 集計・報告書作成
事務局 橋本大輔（さいたま市教育委員会） HP
- 3 実施時期 平成29年8月1日から平成29年8月25日まで
- 4 実施対象 教職課程認定大学約580校及び本学会員約500名
- 5 実施方法 教職課程認定大学約580校及び本学会員約500名に郵送で調査依頼文と回答用紙を郵送するとともに、本学会ホームページにおいてもアンケート調査を公募した。
- 6 回答数 93校（国 17校、公11校、私65校）（学会員38名、学会員外55名）
- 7 調査内容 (1) 校名、
(2) 回答者名、学会員・学会員の区分
(3) 「特別活動の指導法」の開設状況
A 特別活動のみで2単位、B（ ）と併せて2単位、C 未開設、D その他（ ）
(4) 開設科目名
(5) 開設コマ数
(6) 1コマあたりの学生数
(7) 担当教員数 専任（ ）名 ・ 非常勤（ ）名
(8) 非常勤の経歴
A 現場経験者、B 他校専任者、C 他校非常勤兼任者、D 現職教員、E 教育委員会職員、F その他
(9) 現状の課題
(10) 「特別活動及び総合的な学習の指導法」（2単位）の設定について
A 実施する予定、B 実施しない予定、C 検討中
(11) 今後、「特別活動の指導法」のみで2単位確保の見通しについて
A 確保を堅持する、B 確保に努める、C 確保は困難、D 不明
(12) 「総合的な学習の時間の指導法」の取扱い
(13) その他、今後の再課程認定を見通した「特別活動の指導法」の見通しや対応
- 8 集計方法 本調査で提供いただいた情報は、各大学の管理・運営方針等による個別の事情や特性があるため、比較、検討、分析することは適切でないと判断して集約するのみに留めた。また、各大学がどのような状況であるか、その状況がどの大学であるかが特定できないように集約した。さらに、記述回答については「検討中」と「不明」を除いて全回答を原文のまま順不同で分類、整理することなく掲載した。各大学の実情や対応等の概要を把握していただき、各大学でのあり方や対応の参考にしていただければ幸いである。

9 各設問の集計結果

(1) 情報提供校

国立大学	公立大学	私立大学	合計
17	11	65	93

回答校 (50音順)

愛知学泉大学	愛知教育大学	愛知県立大学	愛知淑徳大学	秋田大学	秋田県立大学
麻布大学	宇都宮共和大学	愛媛大学	大阪大谷大学	大阪市立大学	大阪国際大学
大阪工業大学	大阪人間科学大学	岡山大学	お茶の水女子大学	鹿児島純心女子大学	鎌倉女子大学
神奈川大学	関西外国語大学	関西学院大学	関西国際大学	岐阜大学	九州産業大学
九州保健福祉大学	九州ルーテル学院大学	京都教育大学	京都工芸繊維大学	京都ノートルダム女子大学	京都文教大学
杏林大学	金城学院大学	釧路公立大学	群馬大学	神戸海星女子学院大学	神戸大学
甲子園大学	国学院大学栃木短期大学	静岡文化芸術大学	志學館大学	昭和女子大学	四天王寺大学
成蹊大学	星槎道都大学	創価大学	相愛大学	大同大学	高崎経済大学
高千穂大学	玉川大学	筑波学院大学	筑紫女学園大学	帝京大学	東京学芸大学
東京工芸大学	東京女子体育大学	東京聖栄大学	東京成徳大学	東京農業大学	東京理科大学
東京福祉大学	東北大学	東北工業大学	東洋大学	常葉大学	徳山大学
獨協大学	長崎県立大学	名古屋経済大学	奈良教育大学	鳴門教育大学	日本大学
日本体育大学	日本福祉大学	函館大学	文教大学	広島県立広島大学	フェリス学院大学
福岡県立大学	福島大学	北海道文教大学	宮崎大学	武蔵大学	武蔵野大学
明治大学	森ノ宮医療大学	山形県立米沢栄養大学	山口大学	横浜市立大学	酪農学園大学
立正大学	琉球大学	和光大学			

(2) 情報提供者

(校数)

学会員	学会員外	合計
38	55	93
40%	60%	100%

(3) 「特別活動の指導法」の開設状況

(校数)

A 特別活動のみで2単位	84	90%
B () と併せて2単位	7	8%
C 未開設	0	0%
D その他 (1単位で開設)	2	2%
	93	100%

「特別活動の指導法」と併せて開設している科目の科目名

(校数)

B () と併せて2単位	カリキュラム論	1
	教育課程	1
	教育課程の研究	1
	教育課程論	2
	道德教育・特別活動論	1
	人間関係論	1
	教科外活動の研究	1

(4) 「特別活動の指導法」のみで2単位を開設している場合の科

※ 83校

(校数)

特別活動論	31	38%
特別活動の指導法	14	18%
特別活動	11	13%
特別活動の理論と方法	8	8%
特別活動の研究	5	6%
特別活動指導論	4	5%
特別活動の指導	3	4%

特別活動指導法	2	2%
特別活動方法論	1	1%
特別活動研究	1	1%
特別活動の理論と実践	1	1%
特別活動と学級経営	1	1%
特別活動に関わる研究	1	1%
特別活動教職	1	1%

(5) 設置している講座数(コマ)

(校数)

1講座	45	49%
2講座	19	22%
3講座	8	9%
4講座	5	5%
5講座	4	4%

6講座	0	0%
7講座	1	1%
8講座	3	3%
9講座	2	2%
10講座以上	6	5%
	93	100%

(6) 1講座の受講生概数 ※ 4校無回答

(校数)

			1講座	2講座	3講座	4講座	5講座	6講座	7講座	8講座	9講座	10講座	12講座	16講座	23講座
～9人	3	3%	2	1											
10人～29人	16	18%	11	3						1		1			
30人～49人	26	30%	12	5	1	1	2		1	1	2	1			
50人～79人	22	25%	8	4	4	2	1			1			1	1	1
80人～99人	8	9%	3	1	2	1	1								
100人～	13	15%	6	5	1							1			
合計	88	100%	42	19	8	4	4	0	1	3	2	3	1	1	1
			48%	21%	9%	5%	5%	0%	1%	3%	2%	3%	1%	1%	1%

(7) 担当教員数別の学校数・専任と非常勤の割合 ※ 6校無回答

(校数)

担当教員数	校数	専任のみ	非常勤のみ	専任と非常勤	専任と非常勤の割合
1名	48 56%	22 46%	26 54%		
2名	20 23%	4 20%	9 45%	7 35%	専任1、非常勤1 7
3名	11 13%	3 27%	1 9%	7 64%	専任1、非常勤2 4 専任2、非常勤1 3
4名	3 3%	1 33%	1 33%	1 33%	専任1、非常勤3 1
5名	3 3%	0	0	3	専任2、非常勤3 1 専任3、非常勤2 1 専任4、非常勤1 1
6名	1			1	専任2、非常勤4 1
10名	1 2%	0	0	1	専任6、非常勤4 1
計	87 100%	30 35%	37 43%	20 22%	

(8) 非常勤講師の職歴 ※ 5校6名未回答

(人)

A 現場経験者	60	72%	他校の非常勤兼任者も含む
B 他校専任者	21	25%	他校の非常勤兼任者も含む
C 他校非常勤兼任者	0	0%	現場経験者に含めた
D 現職教員	2	3%	
E 教育委員会職員	0	0%	
F その他	0	0%	2名を無回答とした
計	83	100%	

(9) 現状の課題

① 授業担当教員に関する課題

ア 担当教員の資質とその確保(業績・現場経験等)

- 1 特別活動の専門家がないこと及び専門科目としての位置づけが困難なこと。
- 2 専任講師が担当しており、学習指導要領を使用して教授しているが、現場経験を経ているため具体的な指導法に関して課題を有している。
- 3 授業数に対する教員(きちんとした指導ができる)の確保
- 4 学生の負担の問題、担当者が特別活動を指導したことがない。論文業績に課題。
- 5 課程認定審査における教員業績確認
- 6 教育課程全般と特別活動の指導法の両方の研究業績を持ち合わせる担当教員を探すのが難しい。
- 7 教員の確保
- 8 特別活動に精通した担当教員の確保
- 9 卒業要件である。選任を置いてほしい。
- 10 担当できる教員が少ない。
- 11 非常勤講師に依存していること。
- 12 非常勤講師に頼っていること

イ 担当者による指導内容の差異（教員ごとの指導内容の違い）

- 13 担当者によって授業内容にバラつきがある。学習指導要領解説の説明のみに終始する教員、折り紙や工作等をして終わる教員、エンカウンター等の活動に終始する教員等がいることも問題としてあるが、かといって一人では全講義を担当しきれない。また、授業アンケートでも「教員の指導の違い」に対するコメントが多数寄せられている。
- 14 担当者の経歴の違いから理論的な内容に重きを置く者と、体験に基づく実際的な話を主にする者との2分されている。いずれの場合にも、実技的で実習的な内容は少なく、学生のニーズを満たすことが難しい。生徒指導論や教職論等との調整もほとんど行われていない。

ウ 担当教員の負担

- 15 現状の特別活動論1単位の予定である。問題は総合的な学習と抱合せの意味がないためにしない。なお、特別活動を2単位としてもよいが、担当者のその他の授業負担が大きいためできていない。2単位堅持が問題ではなく、特別活動が単独開講されることに意味がある。

- 16 再課程認定申請への対応

エ 指導内容について

- 17 前半を講義、後半は集団活動を含め演習形式による実践的な学びを目指している。前半の講義で部活動に触れるが学習指導要領での関連部分の記載が非常に少ない。現場では教員、生徒ともに大きなものなのでどのように取り上げ、指導するか試行錯誤している。
- 18 小、中、高、養教、栄教の免許が取得できるが、小学校中心の内容になっている。中高の免許を取得する学生には不利益が生じている。また、学科によって人数に幅があります。

② 受講学生数と指導に関する課題

ア 受講学生数に伴う困難・苦慮

- 19 アクティブラーニングを実施するにはクラスサイズが大きい。
- 20 100名を超える受講者を対象とした講義においてアクティブラーニング的な学びをどのように展開すべきかについて苦慮している。
- 21 1コマの受講学生数が多いので、グループワークの発表等に時間を要し、アクティブな活動が十分に実施できていないと感じます。
- 22 必修のため履修者が多い。模擬授業など実施しているが十分な振り返り等ができない。カリキュラムが過密なため学生が十分に予習、復習が行得ていない。免許取得に関するカリキュラム全体の見直しが必要。
- 23 15コマ2単位で実施。短期大学は、2種免許取得のため8コマ1単位で実施しています。大学の受講学生数が360人程度いるので2展開から3展開にさせていただいたのですが、それでも多いと感じています。60人程度で6展開が理想ですが経営的に難しいと感じています。
- 24 担当者が専任教員1名であり、少人数クラスでの実施が困難であること。
- 25 受講生が多いのでAL型授業が難しいこと（講義中心）。
- 26 学生が自分の学校時代と「特別活動」が結びつかない。受講者の人数が多く、授業内での模擬授業的な活動ができない。
（「少人数授業を徹底しており、効果的である。」とのコメントあり）

イ 指導方法に関して

- 27 特別活動の経験をほとんどしていない学生に対してどうリアリティを持って特別活動を考えてもらうかが課題

③ 授業単位数・開講数に関する課題

ア 授業回数少なさ・確保の困難・確保の必要性

- 28 学生自身の特別活動体験と付き合い、議論しながら授業している。15時間あるのでそれが可能。意義や方法原理をつかみ「教師になったら大切に実践したい」と意欲をもつに
- 29 特別活動は奥の深い教育活動であるので、その理論や指導法を2単位の講義で消化するには時間数が不足である。限られた時間数で中味の濃い授業をいかに構築するかが課題
- 30 特別活動の重要性・必要性については、現場の教員も学生もほぼ理解しているが、準備（時間がない、指導方法が分からないなど）が大変であるため充実していないといえる。このことは、負の連鎖且つ悪循環となって充実した取組がなされていない。
- 31 特別活動指導論に加え、その意義を体験的に学ぶ「特別活動実習」を設定し、教職劇に取り組んでいる。

イ 単位数確保・単位数増設に伴う困難

- 32 卒業要件外であるため下限の設定で教職課程が運営されている。1単位が現状のため2単位とするには課題が山積している。

ウ 取得単位数制限に伴う学内における学部間の開講時期の偏り

- 33 1セメスターあたりの上限単位数が16単位のため、学部によって開講時期に偏りが生じる。

④ その他

ア 学校教育現場との認識の乖離

- 34 中高の学級活動・ホームルーム活動を公開している学校が少ないこと。（小中の道徳授業は公開されているので参観可能である）ホームルーム活動とホームルーム経営を混同している
- 35 学校週5日制や改正祝日法により年間の授業日数が減少している中で、各教科の授業を優先的に確保し、特別活動の時間が減少している。

イ 科目設置に関して

- 36 何を学ぶのか、科目名が学生からみてわかりにくい

(10) 「特別活動及び総合的な学習の指導法」(2単位)の設定に※ 無回答4校

(校数)

A 実施する予定	29	33%
B 実施しない予定	17	19%
C 検討中	43	48%
	89	100%

[A 実施する予定の特記事項]

- 「総合的な学習の時間の指導法」単独2単位での開講は必須教科目の単位数を増やすことに繋がるため学生の負担をこれ以上増やさないためにも、特別活動との共通2単位での開講を検討中。
- 「特別活動」「総合的な学習」の2科目各2単位を開設予定
- 大きくくり化への対応を検討中であるが実施の方向である。
これまでも特活と総合学習の関連性などを示していたので、それを少し広げて教える予定。
- 総合的な学習の指導法を加え、2単位で実施する方向で検討中。
- 特別活動と総合的な学習の時間のそれぞれを15コマ内で何時間設定すればよいか。
- 名称未定
- 各2単位で授業を設定

[B 実施しない予定の特記事項]

- 検討中であるが、現状をできるだけ変えないという方針である。

[C 検討中の特記事項]

- 現時点では、「特別活動の指導法（1単位）」、「総合的な学習の時間の指導法（1単位）」として開設予定
- 総合的な学習は重要なので学生が学ぶ時間を確保したい。
- 大学教務作成案には総合的な学習の時間と併せて2単位とあった。教職担当によれば、まだ未定で流動的のようだ。
- 単科大学なので教員数も限られ経営的な部分が優先されてしまいます。
- 現状では何とも言えない状況ですが、総合と特活で1単位ずつといった流れが一番強いように感じています。

(11) 今後、「特別活動の指導法」のみで2単位確保の見通しについて ※ 無回答9校

(校数)

A 確保を堅持する	14	17%
B 確保に努める	26	31%
C 確保は困難	16	18%
D 不明	28	34%
	84	100%

[A 確保を堅持するの特記事項]

- 堅持するという大それたものではありません。上からの指示は現状のカリキュラムを極力変更しないというものだったため、事務方が「特別活動」は現行の2単位のまま、「総合」1単位を新設するという方法を考えて「特別活動」は2単位になりました。

- 2 検討中であるが、現在のやり方が長く続いてきており、効果が出ているので、「特別活動」2単位を堅持したい。
- 3 昨年度まで小学校免許用／中学校免許用の2コマ（それぞれ100名程度）開講していたが、今年度から学部改組の関係で1コマ開講（150名程度）となったばかりであり、「総合」も含めてにはしばらくはならないはずである。

〔B 確保に努めるの特記事項〕

- 4 実習科目と合わせれば確保していることになる。
- 5 他の指導法科目も2単位堅持の方向で調整中
- 6 現時点では、「特別活動論」（2単位）を開設予定

〔C 確保は困難の特記事項〕

- 7 「総合的な学習の時間の指導」と組み合わせて1単位の解説を検討している。
- 8 3年時以降教育実習があり、講座の設計に工夫が求められる。一方、49単位の縛りの中で組み込むことができるか研究が必要である。
- 9 大学の特性があり学生の負担増になると捉えられるため困難
- 10 他の科目の単位数との都合上、2単位確保は難しいため1単位で実施せざるを得ない。
- 11 特別活動及び総合的な学習の指導法」で1コマ2単位設置予定
- 12 特別活動単独2単位での開講は難しい
- 13 特別活動と総合的な学習の両方の教員や時間割を確保するのが困難
- 14 文科省の方針に従う方針である。
- 15 学生と教員の負担を考えると科目増は難しい
- 16 教職大学院充実への修士課程改組が難航しているため、学部カリキュラムは文科案で進んでいる。
- 17 実際一教員では何ともできないような現状です。カリキュラム作成の中心メンバーに「特別活動不要論」を唱える人が多いため、2単位確保の主張が非常に通りづらいというとても大きな問題となっています。

〔D 不明の特記事項〕

- 18 「特別活動の指導法」を2単位とするか、「総合的な学習の時間の指導」と合わせて2単位とするか検討中
- 19 学部改革によって教職科目の専任教員が減少するため、予断を許さない。
- 20 確保を切望
- 21 再課程認定申請の指導状況等を勘案し検討中
- 22 単独で科目を設定するか、特別活動の指導法の名称を変更して対応するか検討中
- 23 できれば15コマを確保したいが、総合的な学習の時間の取り方による。
- 24 大学側にすれば、特別活動と総合的な学習の時間の両方を授業できる人材がいるかどうかポイントで、「いないので現状」とする選択肢もあるということらしい。

(12) 「総合的な学習の時間の指導法」の取扱い

① 「総合的な学習指導法」(2単位)を開設予定

- 1 「総合的な学習指導法」（2単位）を開設予定
- 2 1科目2単位開設
- 3 2単位（前後期1コマ予定）
- 4 2単位で授業を設定
- 5 独立して2単位の予定

② 「総合的な学習指導法」（1単位）を開設予定

- 6 「総合的な学習の時間の指導」と組み合わせて1単位の解説を検討している。
- 7 1単位科目として別途開講となる
- 8 1単位の予定
- 9 1単位以上の開設に向けて検討中
- 10 1単位科目を新設する。
- 11 総合学習については検討中であるが、1単位科目として、実施することもあり得る。
- 12 現時点では、「総合的な学習の時間の指導法（1単位）」として開設予定
- 13 現時点では、「総合的な学習の時間の指導法」のみで1単位or2単位で開設予定
- 14 総合的な学習の時間の指導法は1単位で設定する。本来なら道徳も1単位で設定したい。
- 15 単独科目として開講予定

③ 「総合的な学習指導法」（単位未定）を検討中

- 16 おそらく、特活と1単位ずつになるのではないかと、といったところです。ただし、現状では1単位をどのように扱っていくのかという問題も有しているため、特活と総合で2単位にしてオムニバス形式を取るのか、1単位で収束させるのか、といった方法論も含めて検討されています。
- 17 単独で開講を検討中
- 18 新規科目を開設する見通しである

④ 「特別活動と総合的な学習の指導法」として取り扱う

- 19 特別活動と併せて半期2単位

⑤ 「特別活動と総合的な学習の指導法」として取り扱うか検討中

- 20 「特別活動と総合的な学習の指導法」の中で取り扱うことになるかと予想される。両科目を
- 21 同じ「教科外」ということで、「特別活動論」を担当する私を中心となって「総合的な学

⑥ 従来の「特別活動」の中に組み込む／抱き合わせて行うか検討中

- 22 従来の特別活動に関する授業科目を「教科外活動の指導法」（仮称）に変更し、同科目において特別活動の指導法並びに総合的な学習の時間の指導法の両方を扱うことを検討中
- 23 特別活動の指導法と合わせて開設するかは検討中
- 24 特別活動の授業の一部に組み込む見込み。
- 25 独立した科目として設置するのではなく、他の科目と合併して設置することを検討している。
- 26 内容的に、特別活動の指導法と抱き合わせて2:1の割合でシラバス等の検討が行われています。
- 27 特別活動論担当教員が担当予定

⑦ 他の教職科目（「教育課程論」等）の中で扱っている／検討中

- 28 教職科目「教育課程論」の中で扱っている

⑧ 意見

- 29 総合的な学習の時間が設けられて20年近くが経過するが、各学校で実施されている内容は年々当初の主旨が薄らぎ、学校の都合で便宜的に活用されるようになってきている。その現状を踏まえると本来の「総合的な学習の時間の指導法」の在り方について教職課程の中で十二分に学ぶ機会が必須である。
- 30 総合的な学習の時間は特別活動とは教育のねらい、内容ともに大きく異なる。したがって別個の開設科目とすることが望ましい。
- 31 非常勤職員採用の予定（新規専任着任者が担当することも検討）
- 32 教育方法論、教育課程論に分けて実施した時期がある。
- 33 素人的には、「総合的な学習の時間の指導法」を2単位設置が一番いいように思う。が、そうは行かないということか。「特別活動の指導法」と「総合的な学習の時間の指導法」との両方を学生が選択する、あるいは必修とする形を模索できないものかと思う。

(13) その他、今後の再課程認定を見通した「特別活動の指導法」の見通しや対応

- 1 「進路指導の理論及び方法」の内容を含めて「特別活動論」（2単位）とする予定
- 2 「総合的な学習の時間」と「特別活動」は一部類似している部分があるが、その教育的意義、ねらい、特質は全く相違している。それぞれに独自の働きがあるので両者をひとくくりにして扱うのは無理があり、意味が認められない。教科外活動として「その他の教育活動」の枠にはめ込もうとする動きに強い危機感を覚える。特別活動が人間教育上大切であることの周知に努めたい。
- 3 「教職実践演習」の中で2～3コマ、特別活動の演習を実施している。
- 4 学習指導要領では、特別活動の位置づけが大きく変化してきた。本来、特別活動は学校の教育活動に置いてどうあるべきなのか、根本的な検討が必要な時期になっている。特別活動の在り方を踏まえて「指導方法」の内容を考えなければならない。
- 5 コアカリキュラムとの対応をどう授業内容に反映させるか。
- 6 再課程認定説明会を受けて検討する。
- 7 担当教員は変更せず、シラバスを修正することになると予想される。

- 8 現在は「教育課程論（特別活動含む）」という科目において特別活動の指導法を扱っているが、再課程認定以降は「教育課程論（1単位）」と「特別活動の指導法（1単位）」を分けて開設する予定のため、旧カリキュラムの学生への履修指導に留意する必要があると考えている。
- 9 現状で「まったく変更なし」なので、課程認定対象外になります。よって、特に対応はしません。養護教諭と栄養教諭については「道徳、特活、総合」がいっしょに示されているので、科目を合わせてもよいのではないかという意見が出て、一応検討しております。
- 10 再課程認定でどういう問題が出てくるか分からないので、状況に応じて乗り切ることができるよう頑張るしかない。
- 11 特別活動の指導法は、1単位分、全員必修とするが、もう1単位分は、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の選択必修科目の一つとして開設する方向で、検討中。
- 12 本学では「特活」と「総合」を別科目として設定する見通しであるが、県内の他大学からは「特別活動及び総合的な学習の指導法」（2単位）として再課程認定を受けるつもりであれば、非常勤講師をお願いしたいとの依頼がすでに来ている状況である。
- 13 本学は2キャンパスで実施しており、両校で今後の教職全科目の配置について検討中です。
- 14 特別活動のみならず、生徒指導等も1単位にといった流れがあります。学内に特別活動や生徒指導の必要性を主張する方があまりいないので、2単位の確保は非常に逆風状況です。ただし、今後これまでとは違う何かしらの方法で声を上げていく必要があると思っているので、特活の必要性を主張するための「これまでにはない見地」を今後早急に模索していこうと考えているところです。

<意見>

- 15 担当者が他の科目が専門であり、非常勤募集も難しい科目である。このため、現状を堅持するしか対応が難しい。
- 16 特別活動と総合的な学習の時間は本質的、学問的に異なる分野である。それゆえ、特別活動は単独科目で設定する必要がある。
- 17 特別活動の研究業績を持っている非常勤講師を探している。
- 18 教職大学院兼任教員は教職大学院カリキュラム2単位科目として特別活動の理論と方法を開設する方向で働きかけてもよい。本学は執行部案に教職大学院科目として特別活動の理論と方法（選択科目）が入っている。

《 おわりに 》

本調査の実施に当たっては、教職課程認定大学約580校に郵送で平成29年9月10日に学習院大学で開催される本学会主催『教職課程科目「特別活動の指導法」に関する研究集会』の開催案内とともに「特別活動の指導法」の実施状況と再課程認定申請への対応に関する情報提供を依頼しました。夏季休業に入ったばかりの時期にも関わらず多くの関係者の皆様から情報提供をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本調査は、日本特別活動学会にとって特別活動の実践者を育成する教員養成の点からも重要な課題であります。大学に勤務する本学会員からの情報提供が少なかつたことは大変残念な思いがいたします。

本報告書が研究集会での情報交換に役立ち、また、この問題の対応に苦慮されている関係者の皆様の参考となれば幸いです。

情報提供にご協力をいただきました皆様に重ねて御礼を申し上げます。

平成29年9月10日